

# 日本語指導が必要な児童生徒に対する 「特別の教育課程」の在り方等について

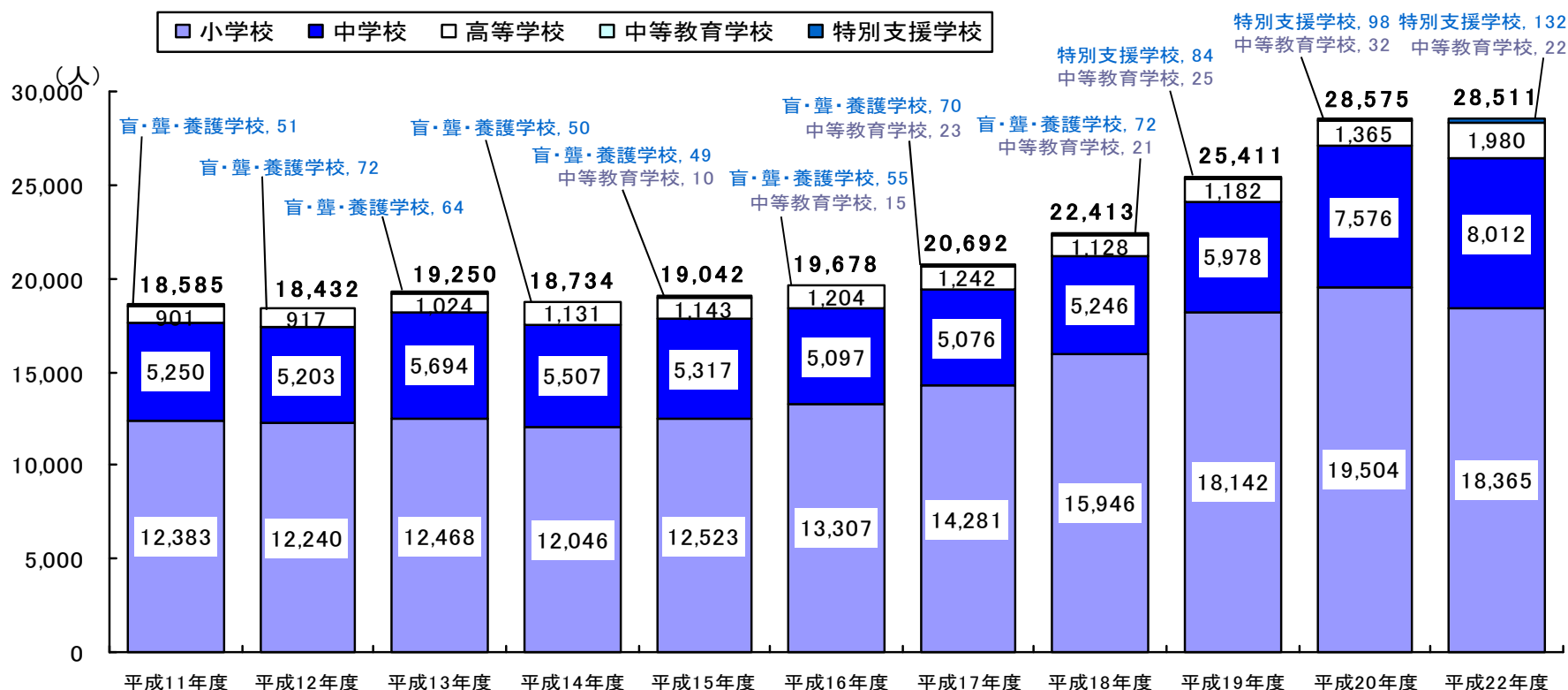
文部科学省 初等中等教育局  
国際教育課

# 1. 検討の背景

# 1-1. 日本語指導が必要な外国人児童生徒数の状況

○平成23年5月現在、我が国の公立の小・中・高等学校等に在籍する外国人児童生徒の数は、約7万3千人。また、これらの公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒の数は、平成22年9月現在で約2万9千人。

→近年横ばい状況だが、国際化の進展等に伴い、依然として、日本語指導が必要な児童生徒は公立学校に多数在籍。



(出典) 文部科学省「平成22年度日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

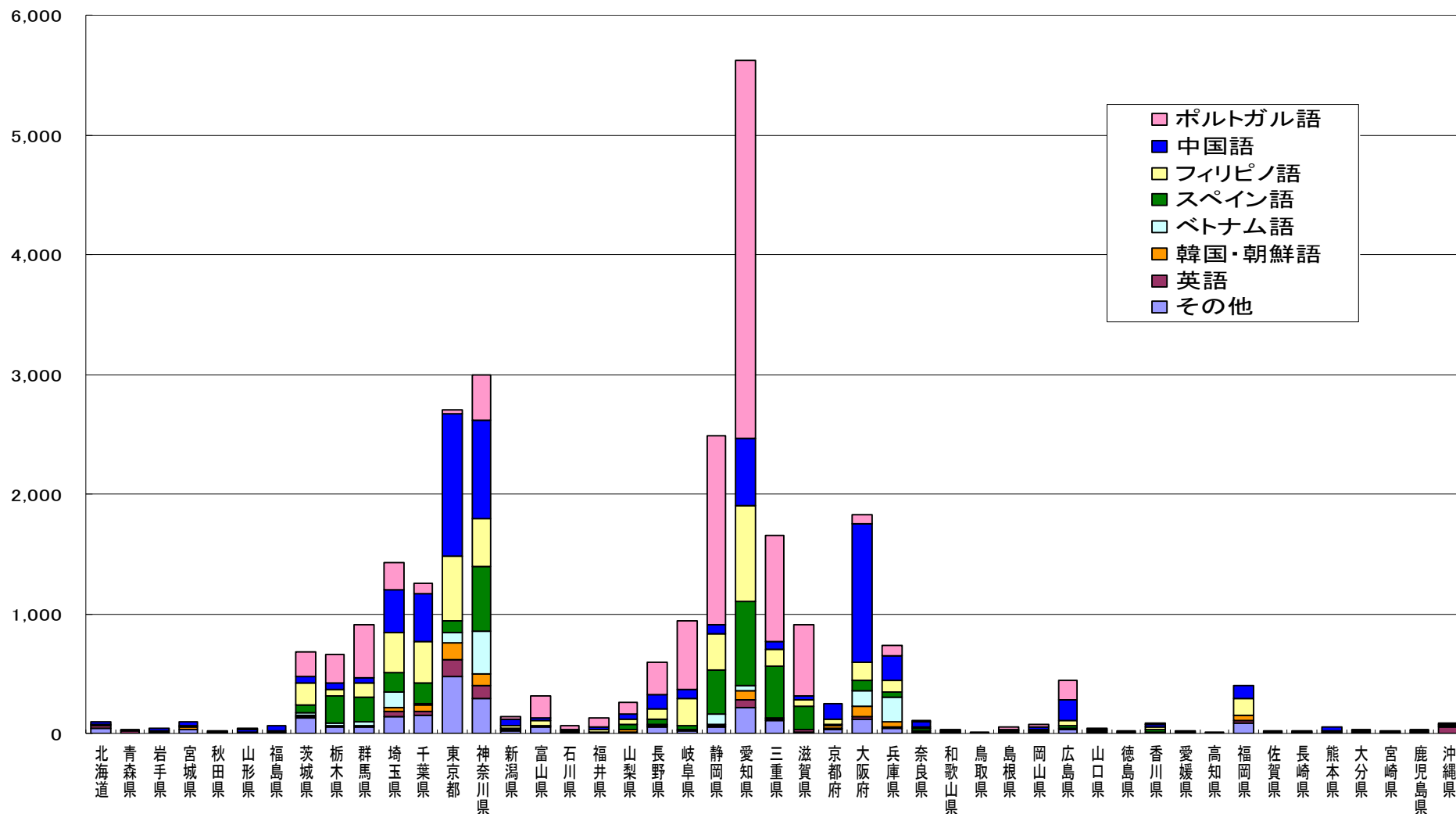
(各年9月1日現在)

※1 特別支援学校については、平成18年度以前においては盲・聾・養護学校であった。  
 ※2 本調査は、平成20年度より隔年実施となったため、平成21年度は実施していない。

## 1-2. 日本語指導が必要な外国人児童生徒の母語別在籍状況(都道府県別)

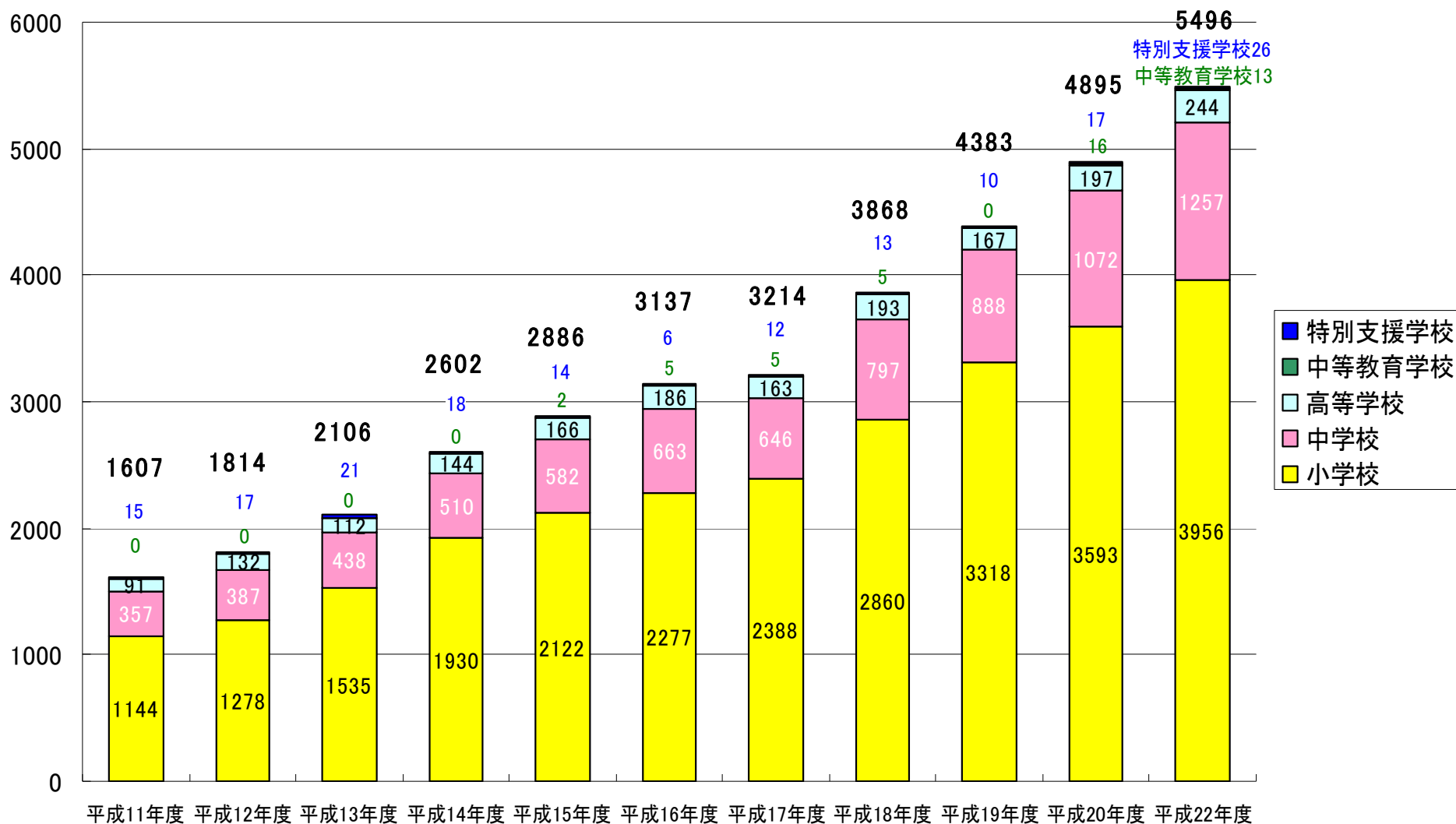
日本語指導を必要とする児童生徒は、地域的に集中しているだけでなく、日本全国に散在しつつ増加。

→全国どの地域・学校においても、日本語指導が必要な児童生徒が、きめ細かな日本語指導や適応指導を受けることができるよう、受入れ体制の整備を図ることが必要。



(出典) 文部科学省「平成22年度日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

### 1-3. 公立学校に在籍する日本国籍を有する日本語指導が必要な児童生徒数



(出典) 文部科学省「平成22年度日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

※1 特別支援学校については、平成18年度以前においては盲・聾・養護学校であった。

※2 「日本国籍を有する日本語指導が必要な児童生徒」とは、重国籍や保護者の一人が外国籍などで、家庭内言語が日本語以外の言語を使用しているなどして、日本語力が十分でないケースが考えられる。

## 1-4. 新学習指導要領における帰国・外国人児童生徒の指導に係る記述

### ●小学校学習指導要領解説(平成20年3月改訂、平成23年度施行)(抜粋)

#### 第3章 教育課程の編成及び実施

##### 策5節 教育課程実施上の配慮事項

#### 8 海外から帰国した児童や外国人の児童の指導(第1章第4の2(8))

(8) 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと。

国際化の進展に伴い、学校現場では帰国児童や外国人児童の受け入れが多くなっている。(略)一人一人の実態は、その在留国、在留期間、年齢、外国での就学形態や教育内容・方法、さらには家庭の教育方針などによって様々である。このため、(略)一人一人の実態を的確に把握し、当該児童が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるように配慮することが大切である。

(略)なお、外国人児童等の中には日常的な日本語の会話はできていても学習に必要な日本語の能力が十分ではなく、学習活動への参加に支障が生じている場合もあることに留意する必要がある。また、教科の指導においては、児童一人一人に応じたきめ細かな指導が大切である。このような指導は、通常の授業や日常の学校生活において十分配慮することが基本ではあるが、これらの児童の実態によっては、取り出し指導や放課後を活用した特別な指導などの配慮をすることも大切である。(略)また、(略)外国での生活や外国の文化に触れた体験を、本人の各教科等の学習に生かすようにするとともに、他の児童の学習にも生かすようにすることが大切である。(略)

このような、海外から帰国した児童や外国人の児童については、本人に対するきめ細かな指導とともに、他の児童についても帰国した児童や外国人の児童の長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てるよう配慮することが大切である。そして、(略)国際社会に生きる人間として望ましい能力や態度を育成することが期待される。

※中学校学習指導要領(平成20年3月改訂、平成24年度より全面実施)、高等学校学習指導要領((平成21年3月改訂)(平成25年度から年次進行で実施)においても同様の記述あり。

## 1-5. 政府の方針

- 「定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会」の意見を踏まえた文部科学省の政策のポイント」(平成22年5月19日 文部科学省)(抜粋)

### Ⅲ「入しやすい公立学校」を実現するための3つの施策

#### 3 受入れ体制の環境整備及び上級学校への進学や就職に向けた支援の充実

- 外国人児童生徒の日本語能力等に配慮した弾力的なカリキュラムの編成など制度面についての検討(略)など、小学校又は中学校に入しやすい環境の整備を促進。

- 「日系定住外国人施策に関する基本方針」(平成22年8月31日 日系定住外国人施策推進会議)(抜粋)

#### 4. 国として今後取り組む又は検討する施策

＜子どもを大切に育てていくために必要な施策＞

- ・ 日系定住外国人の子どもが不就学にならないよう、また、公立学校において、外国人児童生徒が日本の学校や教育環境に早期に適応できるよう、入学・編入学時の日本語指導の充実や国際理解教育の推進を図るとともに、外国人児童生徒に対する弾力的なカリキュラムの編成など制度面の検討も含め、受入体制の整備を行う。

## 1-6. 「日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実のための検討会」(平成22年度11~3月)における検討

- 平成22年11月、「日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実のための検討会」(平成22年11月1日初等中等教育局長決定)を設置。
- 教育現場における日本語指導の実態等を把握した上で、学校における日本語指導が必要な児童生徒に対する教育、特に指導形態等について検討を行い、「外国人児童生徒の日本語能力等に配慮した弾力的なカリキュラムの編成など」を可能とする制度化を進める上での今後の論点及び留意事項を整理。

### (参考) 検討会により示された今後の論点や留意事項

#### 基本的考え方

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒は多様であり、その指導体制、指導の実態(指導内容、指導時数、指導期間等)も地域・学校により様々。
- ・ 各地域・学校が既に行っている多様な取組を今後も認め、より円滑に実施できるようにすべき。

#### 1. 日本語指導の教育課程における位置付け方

##### ○案1: 新たな特別の教育課程として位置付ける

- 
- ・ 各学校がそれぞれの実情に応じて既に行っている多様な指導形態をより円滑に実施できるような特別の教育課程の設計方法の検討等が必要。
  - ・ 特別の教育課程を活用することにより、日本語指導が必要な児童生徒に対する教育を学校の教育課程に明確に位置付け、学校教育の中で日本語指導が適切に行われることが大切。
  - ・ 特別の教育課程の趣旨を教育現場に丁寧に周知すべき。
  - ・ 特別の教育課程の創設と教員加配の充実を一体で進めるべき。

##### ○案2: 個々の能力等に応じた習熟度別指導で対応する

- 
- ・ 教員加配の充実は不可欠。

#### 2. 自校外での日本語指導の在り方

- ・ 日本語指導を行う場は自校が原則であり、全校を挙げての支援体制の構築が大切。
- ・ 教員の指導体制が充実していない地域等においては、児童生徒の負担軽減にも考慮しつつ、児童生徒及びその保護者の意思に基づき、他校にある日本語教室など自校外での日本語指導を受講する機会を認めていくべき。

**【留意事項】児童生徒が自校外に通う場合には、安全上の問題、費用負担の問題等を留意すべき。**



○習熟度別指導は、**各教科等の指導**に当たって、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう行うもの。国語、算数、社会等の各教科等の指導の中で、児童生徒の「学習内容の習熟の程度に応じた指導」をはじめ、様々な形で「個に応じた指導」が行われている。「確かな学力」を育成し、新学習指導要領のねらいを実現するために、各学校において児童生徒一人一人のよさや可能性を伸ばし、個性を生かす教育の一層の充実を図ることが期待されている。

○一方、日本語指導は、外国人児童生徒をはじめとする日本語指導が必要な児童生徒の

①日本語能力の向上

②在籍学級において日本語で各教科等の学習活動に参加できる能力の養成をねらいとするもの。

現に各教科等の指導(習熟度別指導も含む)の中で行われているものもあるが、**日本語指導が必要な児童生徒のみを対象**とし、**初期指導教室等、日本語能力の向上を目的とする指導に特化**して行われているものもある。

→ 指導の趣旨や内容に鑑みると、**日本語指導を習熟度別指導のみで対応することは困難。**

➡ 公立学校において行われている日本語指導については、「**特別の教育課程**」として**位置づける方向とする。**

(参考)新学習指導要領における習熟度別指導に係る記述

●小学校学習指導要領(平成20年3月改訂、平成23年度より全面実施)(抜粋)

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

(6) **各教科等の指導に当たっては**、生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導、教師間の協力的な指導など指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ること。

※中学校学習指導要領(平成20年3月改訂、平成24年度より全面実施)においても同様の記述あり。

## 2. 日本語指導が必要な児童生徒を 対象とした指導の在り方

## 2-1. 「日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する基本的な考え方

### 基本的考え方

- 学校現場が、日本語指導が必要な児童生徒一人一人の実態(日本語能力、学習歴等)を踏まえた上で、個々に応じたきめ細かな教育を行っていくための「特別の教育課程」の在り方を検討する。
- 児童生徒やその保護者、教員等をはじめとする地方公共団体・学校関係者等に与える影響に鑑み、教育現場の実態・意向等を把握し、検討に活かしていくこととする。
- 地方公共団体・学校関係者等の十分な理解を促していくことが重要。
- 「特別の教育課程」創設後も、児童生徒の自校における居場所づくりの重要性等に鑑み、日本語指導を行う場は自校を原則とし、全校を挙げての支援体制を構築することが大切。

### 具体的検討事項

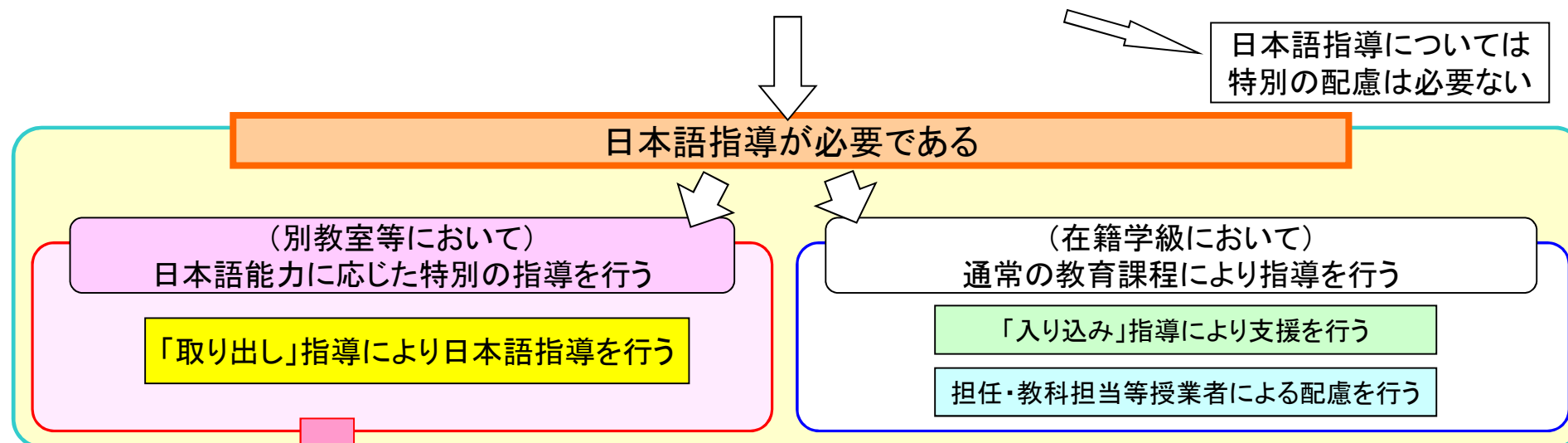
- ①指導の目的
- ②指導の内容、形態及び場所
- ③対象となる児童生徒の指導計画等
- ④標準授業時数
- ⑤地方公共団体・学校関係者等に対する効果的な周知(※)

(※)文部科学省HPの充実(都道府県・市町村・学校向けQ&A掲載等)、連絡協議会(全国の都道府県・市町村教育委員会の指導主事等を対象に毎年夏頃開催)の活用等を予定。

## 2-2. 公立学校において教育課程の中で行う日本語指導の目的

児童生徒の生活・学習・適応状況、日本語能力等の把握

※日本語能力の測定に当たっては、複数人による測定が望ましく、①会話、②語彙、③対話力、④聴解力、⑤読書力、⑥作文力など多面的な日本語能力を測ることが望ましい。



○通常の教育課程による指導だけでなく、児童生徒の日本語能力に応じた特別の指導(日本語指導)が必要な場合、「特別の教育課程」を編成して指導を行う。

・「特別の教育課程」を編成するにあたっては、日本語指導の目的は、

①日本語能力の向上 (学校生活に適應するための日本語能力も含む。)

②在籍学級において日本語で各教科等の学習活動に参加できる能力の養成

を念頭におき、学校において、個々の児童生徒の日本語能力等に応じた具体的な目標や内容等を含む指導計画を作成する。

・授業時数の1単位時間が学校教育法施行規則に定める小・中学校等の1時間単位(45分又は50分)に準じるものとする。

## 2-3. 「特別の教育課程」による場合の指導者と指導の形態について

### (参考)これまでの議論

- ・学校の教育課程の一環として行われることから、主たる指導者は教員であることが必要である。
- ・教職経験者という人材が加わることにより、指導の幅が広がる。
- ・在籍学級への「入り込み」指導や、課程外の指導では、地域人材・外部人材の協力を得ることは大いに考えられる。
- ・急な編・転入生にも対応できるよう、教育委員会で指導者を登録しておくなどの取組が必要である。

### 日本語指導担当教員(主たる指導者)

#### 教員、講師(常勤・非常勤を問わない。)

- ・学校が、設置者へ届出を行った指導計画に従って、「特別の教育課程」による指導を中心となつて行う。

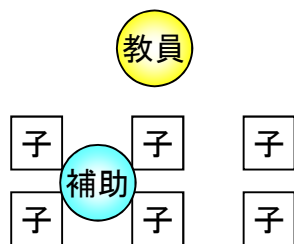
※「日本語指導担当教員」とは、日本語指導の専任かどうかに関わらず、実際に日本語指導を行う教員等をいう。

### 指導補助者

#### 日本語指導の補助を行う支援者、教科学習指導の補助を行う支援者、子どもの母語が分かる支援者

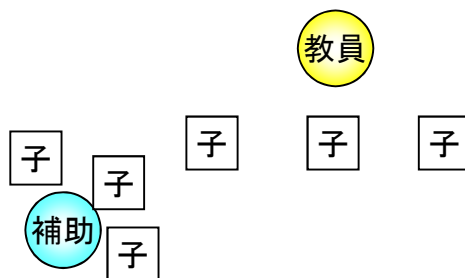
- ・学校が作成する指導計画に沿って、指導や支援の補助を行う
- ・子どもの母語が分かる指導補助者の場合は、通訳・翻訳等、母語による支援を行う
- ・母語により学校と保護者との連絡調整などを行う

## 指導形態



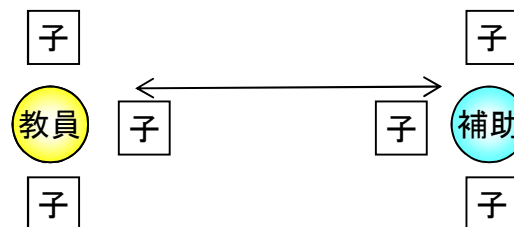
### 【パターンA】

- ・教員が全体の指導を行う。
- ・学校が作成した指導計画をもとに、指導補助者が、個別に学習内容について助言したり、必要に応じて母語による支援を行ったりする。



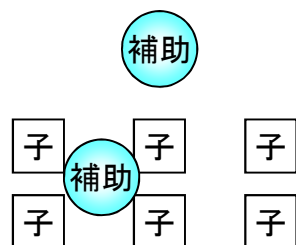
### 【パターンB】

- ・学校が作成した指導計画をもとに、同じ学習内容を指導しているが、1時間の授業の一部において、児童生徒の日本語能力等に応じてグループに分け、教員と指導補助者が分担して指導を行う。



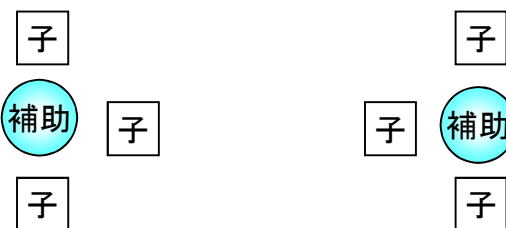
### 【パターンC】

- ・児童生徒の日本語能力等に応じてグループに分け、異なる学習内容を教員と指導補助者が交替で指導を行う。
- ・指導補助者は学校が作成した指導計画をもとに、教員が事前に準備した教材を使用するなどして指導を行い、教員は指導内容に責任を持つこととする。



### 【パターンD】

- ・指導補助者が全体の指導を行う。
- ・また別の指導補助者が、個別に学習内容について助言したり、必要に応じて母語による支援を行ったりする。



### 【パターンE】

- ・児童生徒の日本語能力等に応じてグループに分け、指導補助者が分担して指導を行う。

「特別の教育課程」として認める形態

「特別の教育課程」として認められない形態  
(※課外なら実施可能)

## 2-4.【追加検討】「特別の教育課程」による指導の場所について

### 日本語指導の場所

- ・日本語指導を行う体制については、
  - ① まずは自校における指導が原則、② 自校で指導者が確保できない場合は巡回指導、③ ②でも対応できない場合は他校等で指導を受けるといふ、3パターンが考えられる。

#### パターン1: 在籍校での指導 ①

- ・対象児童生徒が在籍する学校の教員により、日本語指導を行う教室で、個別又は小集団による日本語指導を受ける。

#### パターン2: 在籍校での指導 ②

- ・対象児童生徒が巡回指導等の教員により、日本語指導を行う教室で、個別又は小集団による日本語指導を受ける。

#### パターン3: 他校等での指導

- ・対象児童生徒が通級先の学校の教員又は巡回指導等の教員により、児童生徒の在籍校以外の学校や他の施設の日本語指導を行う教室で、個別又は小集団による日本語指導を受ける。

日本語指導を行う教室は、原則各学校に設置されている教室とする。

ただし、センター校等に空き教室がない場合や、地理的条件等により学校において日本語指導を行う教室を設置することが難しい場合は、教育委員会が運営要綱を作成するなどして定めるところにより、一定の条件の下、学校外の施設を指導場所とすることができる。

一定の条件とは、以下を指す。

- ・教育センターや公民館など地方公共団体の管理運営する公的施設内にあること。
- ・児童生徒の在籍校の校長が、日本語指導に係る教育課程について、教育委員会と協議し、当該児童生徒の特別の教育課程を編成すること。これにより、日本語指導が、児童生徒の在籍する学校の教育活動の一環として行われること。
- ・各教育委員会においては、例えば、教員が本務となる学校以外の施設において日本語指導を行う場合には、当該教員について、兼務発令を行ったり、非常勤講師の任命を行ったりするなどして、通級による指導を行う施設における身分取扱いを明確にすること。
- ・保護者、学校及び教育委員会と十分に連携・協力を図っていること。

検討



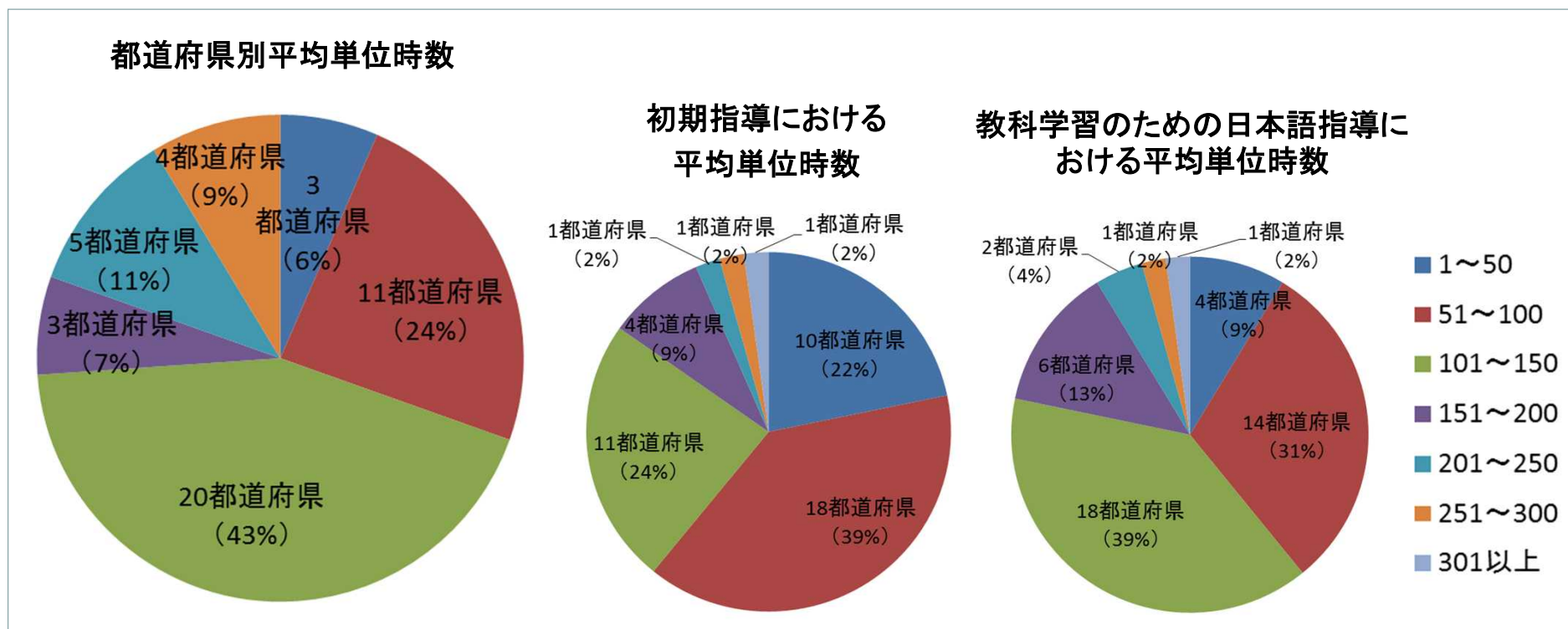
## 2-5. 【検討にあたっての参考】: 公立学校における日本語指導の授業時数について

○日本語指導が必要な児童生徒に対しては、各地域の実情や児童生徒の実態に応じて、「取り出し指導」※1や「入り込み指導」※2のほか、当該児童生徒が在籍する学校以外の学校での日本語指導が行われており、**授業時数の実態も多様**。

※1「取り出し指導」: 児童生徒の在籍学級以外の教室で指導を行うもの。

※2「入り込み指導」: 児童生徒の在籍学級での授業中に日本語指導担当教員や支援員等が教室に入り、支援するもの。

### <児童生徒一人あたりの日本語指導の年間指導時数 (いわゆる「取り出し」指導によるもの)> 都道府県別平均単位時数



※3 文部科学省「公立学校における日本語指導の在り方に関する調査」(平成24年6月~7月、全都道府県対象)



## 2-5. 【検討にあたっての参考】: 公立学校における日本語指導の授業時数について

### 【参考: 児童生徒一人あたりの日本語指導の年間授業時数 都道府県別平均単位時数】

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
平均値 (総時数/ 総生徒数)	43	44	45	60	65	71	76	76	80	92	93	97	97	100	101	102	103	105	106	115	118	121	122
初期指導 平均値	23	35	2	38	52	48	86	57	89	72	76	85	119	94	59	79	92	15	107	45	117	139	33
教科学習 平均値	42	45	49	83	45	67	59	60	51	88	98	91	88	85	104	95	90	90	102	123	86	105	137
生徒数総計	4,520	7	11	83	41	839	69	31	21	1,085	2,017	263	48	52	105	582	686	2	71	88	44	575	23

	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
平均値 (総時数/ 総生徒数)	129	132	135	136	139	142	143	144	147	149	149	160	160	177	201	209	211	224	242	262	278	288	293
初期指導 平均値	104	118	140	130	152	67	90	159	102	131	92	82	104	60	91	159	38	160	208	263	72	382	27
教科学習 平均値	126	112	117	111	127	185	148	115	127	145	150	106	143	167	195	191	217	181	194	212	264	130	395
生徒数総計	642	188	4,323	142	369	44	80	22	404	706	34	33	64	95	75	959	10	174	26	548	5	21	10

「日本語指導の在り方に関する調査」によると、平成23年度における児童生徒一人あたりの日本語指導の年間授業時数の都道府県別平均単位時数は、43～293単位時間と幅が広い。

また同じデータを指導段階で分けると、初期指導における平均単位時数は、2～382単位時間であり、教科学習のための日本語指導における平均単位時数は、42～395単位時間となっている。

## 2-6. 【検討にあたっての参考】外国の参考事例及び通級による指導の標準授業時数

### ■参考 ニューヨーク州のESL授業時間数

<http://www.p12.nysed.gov/biling/docs/LAPtable12-09.pdf> ほか同州教育庁のホームページ及び日本人を多く受け入れており、かつESLの授業時間数を公開しているスカーズデイル学区の学校のホームページなどを参考にまとめたもの。

レベル	指導に要する標準的な授業時間数
初級	週6時間（360分） 日本の授業時間に換算すると小学校8時間、中学校7.2時間。 （中学3年生～高校3年生相当は週9時間540分なので、日本では約11時間相当。）
中級	週6時間（360分） 日本の授業時間に換算すると小学校8時間、中学校7.2時間。
上級	週6時間（360分） 日本の授業時間に換算すると小学校8時間、中学校7.2時間。
最上級	ESLはなし。担任が教室で対応。

（本検討会議 検討委員提供資料）

## 2-6. レベル別日本語指導の標準的な授業時間数(目安)

\* レベルの概要

レベル	日本語（聞く・話す）の習得状況
I	全く分からない。または、分かる単語がいくつかある程度で、意思疎通が図れない。
II	日常繰り返される事象に限れば、半分ぐらい聞いて分かる。知っている言葉が増えているが、まだ文で話せる内容は限られている。
III	日常繰り返される事象については、ほぼ聞いて分かるが、授業での言葉は分からない。間違いが多く含まれるが、3語～4語での会話ができる。
IV	日常生活に関する会話は、ほぼ聞いて分かるが、授業での言葉はよく分からない。間違いは目立たなくなったが、授業での言葉を使った会話はまだ不十分である。
V	日常生活に関する会話には、ほとんど問題がない。小学校中学年以上では、授業での言葉がまだよく理解できない。

レベル	指導に要する標準的な授業時間数	期間
I	週に8時間程度。	1か月程度
II	週に6時間程度。	3か月程度
III	小学校低学年は週に3時間程度。 小学校中高学年は8時間程度、中学生は8時間程度。	8か月程度
IV	小学校低学年は週に3時間程度。 小学校中高学年は6時間程度、中学生は6時間程度。	1～2年程度
V	取り出し指導は行わず、課外または入り込み指導、授業者の配慮により適宜対応する。	2～4年程度

(本検討会議 検討委員提供資料)

## 2-7. 【検討課題】「特別の教育課程に係る授業時数」について

### 基本的考え方

「特別の教育課程」については、児童生徒の日本語能力に応じた通常の授業(教育課程)に適應できる日本語のレベルに達することができるよう、特別の教育課程を設ける趣旨に鑑み、「日本語指導」を中心とする指導を行うことを原則とする。特に必要な場合に、日本語の状況に応じた各教科等の補充指導(日本語指導を伴う教科等指導)を行うこととする。授業時数の設定については、

- ①日本語指導が特別の教育課程として編成されるためには、標準的な授業時数設定を学校現場が求めていること
  - ②日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語の指導方法が多様であり、したがって指導時間も多様であること
  - ③児童生徒が通常の授業(教育課程)に適應できる日本語のレベルに達する期間の個人差が大きいこと
  - ④一方で、将来的には在籍する学級に合流するため、通常の教育課程から大きくかけ離れた時数の設定は望ましくないこと。つまり、児童生徒が在籍する学級の教育課程に戻ることを前提とした時数であること。
- などを考慮する必要がある。

### 標準授業時数(案)

○ 基本的な考え方を踏まえ、特別の教育課程に係る標準授業時数については、月1から週8単位時間、すなわち年間10～280単位時間としてはどうか。

(1) 標準としての下限の年間10単位時間については、教科につながる段階にある児童生徒に対して、月1単位時間であっても効果があるとの検討会議の意見も踏まえ、月1単位時間とした。

(2) 年間280単位時間については、全国調査の平均が概ね280単位時間に収まっていること、日本語指導は、大体の授業を在籍する学級において行うことを前提としており、週8単位時間以上行った場合には、児童生徒が在籍する学級に合流することが難しくなる可能性があるため、標準としての上限を280単位時間とした。

なお、対象となる児童生徒が通常の授業において大部分の指導を受けることを前提としている、特別支援学級における通級による指導の標準授業時数も参考とした。

(3) 通級による指導を受けている障害のある児童生徒であって日本語指導が必要な者については、当該児童生徒の負担も考慮し、日本語指導と通級による指導と合わせて、標準として最大週8単位時間となることが適切ではないか。

### 3. 「特別の教育課程」による日本語指導を行う対象児童生徒と指導内容(案)

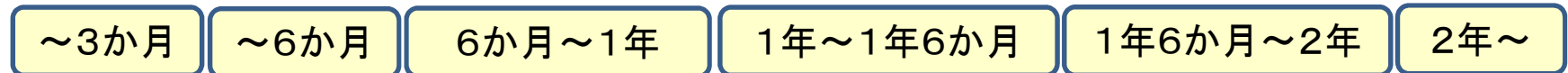
#### 【児童生徒の日本語能力】



#### 【児童生徒の日本語学習段階】



#### 【指導期間の目安】



#### 【日本語指導の内容例】

**サバイバル日本語** →挨拶や体調を伝える言葉、教科名や身の回りの物の名前などを知って使えるようにする。

**日本語の基礎**(文字・表記・語彙・文法)  
→発音の練習、文字の習得、語彙を増やす、簡単な文型を学ぶ  
学校への適応や教科学習に参加するための基礎的な力をつける。

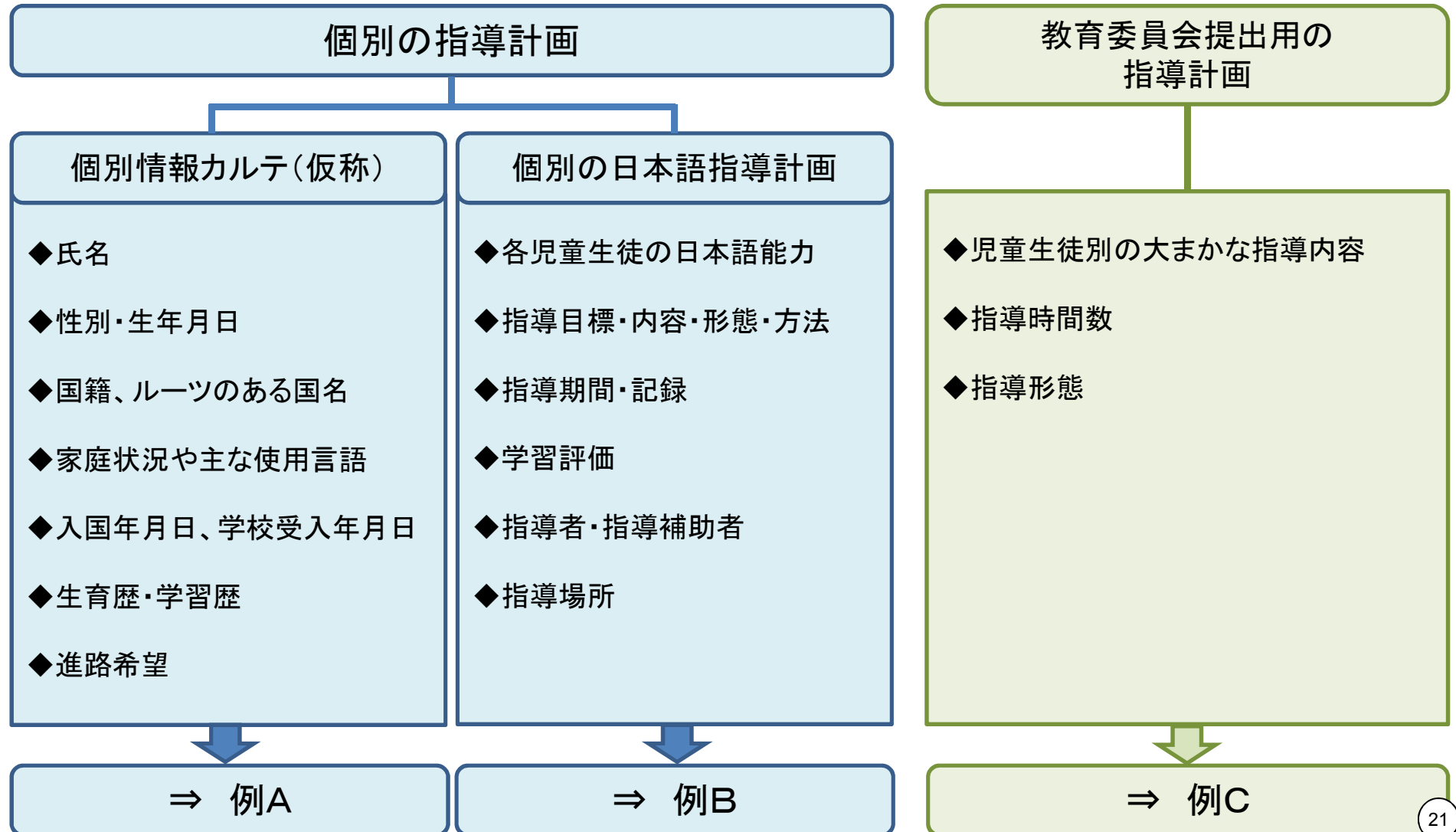
**技能別の学習**(「聞く」「話す」「読む」「書く」活動)  
→4技能のうちどれかに焦点を絞って学習する。  
例えば、読解や作文の学習に重点をおいて学ぶなどが考えられる。

**日本語と教科の統合学習**(JSLカリキュラム)  
→教科の学習内容を理解することと、日本語を学ぶことを組み合わせて学習する。

**教科の補充**  
→在籍学級での学習内容を、先行的や復習的に学習する。

## 4. 【検討課題】指導計画について

- ▶ 「特別の教育課程」により日本語指導を行うとする場合は、必要事項を盛り込んだ指導計画を学校が作成し、設置者である教育委員会に届出を行うこととする。
- ▶ 現場における作成負担が過重にならないように配慮することが必要。
- ▶ 指導要録については、「指導に関する記録」の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、「特別の教育課程」による指導を受けた授業時数、指導期間、指導の内容、結果等を記入する。



## 例A（個別情報カルテ（仮称））

イメージ

（様式〇 児童生徒個人について作成、学校で保管）

### < 個別情報カルテ >

児童生徒氏名			(男・女)	国籍	
生年月日		出生地		入国年月日	
家族構成					
家庭環境	主な使用言語 教育への関心 経済状況				
就学前の状況	乳幼児期の主な養育者 幼稚園・保育園通園の有無				
教育の状況	日本の学校・外国人学校での就学経験(学校名も記載) 参考となるテスト結果				
日本語・母国語の状況	文字・日常生活の言語能力・学習に必要な言語能力				
趣味・特技・特記事項					
本人の願い				保護者の願い	
学校生活への 適応の状況	生活習慣 人間関係づくり				
在籍学級の授業への 参加状況	学習のスキル 学び方 関心・意欲・態度 よさ つまずき				
学校内外の支援の有無	形態 内容 実施時間				

## 例B（個別の日本語指導計画）

イメージ

（様式〇 児童生徒個人について作成、学校で保管）

### <個別の指導計画>

児童生徒名													作成者			作成日		
プログラム	月												指導者	指導時間				
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3						
「特別の 教育課程」	初期指導	カタカナ 丁寧な表現(読む→読みます)													〇〇〇〇	週4時間(在籍学級 国語2 社会2)		
	教科学習のための 日本語指導						輸入・輸出 世界地図、各国の産業			情報を伝えるしくみ 発信しよう			〇〇〇〇	週4時間(在籍学級 国語2 社会2)				
指導場所	在籍校 / 在籍校への巡回指導 / 通級( )																	
その他の指導 (入り込み指導や放課後指導 等)		理科(週1)・算数(週2)				理科(週2)・算数(週2)			理科(週1)・算数(週1)			〇〇						
				夏休み学習会									担任					
●日本語能力																		
●指導目標																		
●指導内容・記録・指導の手立てに対する評価																		
●学習評価																		



# 例C (教育委員会提出用の指導計画)

イメージ

(様式〇 教育委員会へ提出)

## 「特別の教育課程」による日本語指導 実施計画

学校名	〇〇市立〇〇小学校
学校長	〇〇 〇〇
提出日	平成〇〇年 3月 〇〇日

No.	学年	児童生徒氏名	指導内容	指導時間	指導形態	指導者
1	1	〇〇 〇〇 〇〇	初期指導 日常生活の日本語表現	週4時間	小集団指導	〇〇 〇〇
2	2	〇〇〇 〇〇	初期指導 ひらがな・カタカナなど日本語基礎	週4時間	週2 小集団指導 週2 個別指導	〇〇 〇〇
3	2	〇〇 〇〇 〇〇	教科学習のための日本語指導 読解指導、作文指導中心	週2時間	週2 小集団指導	〇〇 〇〇
4	4	〇〇 〇〇	初期指導 日常生活の日本語表現、日本語基礎	週6時間	〇〇小学校へ通級 (週4 小集団指導 週2 個別指導)	〇〇 〇〇 (〇〇小教諭)
5	5	〇〇〇 〇〇 〇〇	教科学習のための日本語指導 社会科及び理科の先行授業	週2時間	巡回指導 (週2 小集団指導)	〇〇 〇〇 (〇〇小教諭)

「初期指導」か「教科学習のための日本語指導」か、ドロップダウンリストから選択することも可能。

主な指導内容について、あらかじめリストアップしておき、おおまかに選択することも可能。

## 5. 日本語初期指導の学習目標(例)

### ①大目標

- ・来日直後のサバイバル日本語の学習を通じて、日本の学校生活や社会生活に関する最低限のルールを理解し、最低限の意思疎通を1語程度でできるようにする。
- ・日本の学校生活において、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。
- ・日本語基礎の学習を通じて、日本の学校生活や社会生活に関する理解を深め、日本語で学校生活に参加するために必要な、文字や文型など基礎的な日本語の力を育てる。
- ・日本の社会生活や学校生活において、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。

### ②中目標 (観点別目標)

#### <聞く・話す>

サバイバル 日本語		あいさつができる。
		健康で衛生的な生活を送る上での最低限の意思疎通を1語程度でできる。
		安全な生活を送る上での最低限の意思疎通を1語程度でできる。
		周囲の仲間との関係を作るために必要な最低限の表現を1語程度でできる。
		学校の生活を円滑に送るために必要な最低限の表現を1語程度でできる。
日本語 基礎		基本的な文型で構成された2～3文の会話を、ゆっくりとした速さなら聞いて理解することができる。
		基本的な文型で構成された2～3文の会話を、普通の速さで聞いて理解することができる。
		学習した単語を使って、自分の意志を表現できる。
		基本的な文型や語彙を使い、簡単な会話ができる。
		複文を使って、自分の意志や相手に伝えるべき内容を、口頭表現することができる。
		作業学習(体育、音楽、図工、生活等)での簡単な指示を聞き取ることができる。
		個別指導において、平易な言葉で言い換えた簡単な内容の説明を聞き取ることができる。
	簡単な内容であれば、一斉指導の中で普通の言葉での説明を聞き取ることができる。	

### <話す／発音>

サバイバル日本語 日本語基礎	2～3音節で構成された言葉を、指導者と一緒に言うことができる。
	清音だけで構成された2～3音節の言葉の聞き取りや発音ができる。
	清音と濁音・半濁音の音を区別して発音ができる。
	清音・濁音・半濁音を含む3音節以上の言葉の聞き取りや発音ができる。
	撥音・長音・促音・拗音・拗長音・拗促音を含む言葉の聞き取りや発音ができる。
	アクセントの異なる同音異義語があることが分かり、聞き取りや発音ができる。
	撥音・促音・拗音を含んだカタカナの言葉の聞き取りや発音ができる。
言葉のまとまりを意識して、文を音読することができる。	

### <聞く・話す／語彙>

日本語基礎 技能別日本語	身のまわりの言葉が理解できる。(ハンカチ、教室等)
	日常生活に関わる言葉が理解できる。(遊ぶ、大きい等)
	意味の似た言葉や仲間の言葉があることが分かる。
	対照的な意味や反対の意味の言葉があることが分かる。
	社会生活に関わる言葉が理解できる。(相談する、親切等)
意味の分からない語句の読み方や使い方を、尋ねたり調べたりすることができる。	

### <読む／読解>

日本語基礎 技能別日本語	主述の整った2～3語で構成された基本的な文型の文を読んで理解することができる。
	主述の整った重文を読んで理解することができる。
	主述の整った複文を読んで理解することができる。
	平易な文で構成された、ある程度まとまった内容の文章を読んで理解することができる。
	書かれている事柄の順序を読んで理解することができる。
	書かれている事柄の場面の様子を読んで理解することができる。

### <書く／作文>

技能別日本語	主述の整ったモデル文を参考にして、短文を書くことができる。
	助詞等に注意して、短文を書くことができる。
	3～5文程度の生活日記を書くことができる。
	1年生レベルの漢字を正しく使って、文を書くことができる。
	経験したことや想像したことを短い作文に書くことができる。

<読む・書く／文字、表記>

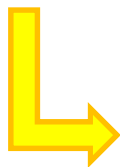
小学校	前半 1～3年生 程度	日本語で書かれた自分の名前を識別できる。
		平仮名清音を1文字ずつ音読できる。
		平仮名清音を1文字ずつ書くことができる。
		平仮名の濁音、半濁音を1文字ずつ音読できる。
		平仮名の濁音、半濁音を1文字ずつ書くことができる。
		平仮名で書かれた少ない音節の語を音読することができる。
		平仮名で書かれた少ない音節の語を、聴写することができる。
		撥音・促音・拗音・長音を含んだ語を音読することができる。
		撥音・促音・拗音・長音を含んだ語を書くことができる。(横書き・縦書き)
		明日の授業の予定などを、連絡帳にひらがなで視写することができる。
		助詞の「は」「へ」を正しく読むことができる。
		助詞の「は」「へ」「を」を文の中で正しく書くことができる。
		主述の整った短い文(2語文、3語文)を読むことができる。
		句点や読点の正しい使い方を理解することができる。
	片仮名を1文字ずつ音読することができる。	
	後半 4～6年生 程度	片仮名を1文字ずつ書くことができる。
撥音、促音、拗音、長音を含んだ片仮名の語を音読することができる。		
撥音、促音、拗音、長音を含んだ片仮名の語を書くことができる。 (横書き・縦書き)		
片仮名を使って書く語の種類を理解することができる。		
片仮名を含む短い文を読むことができる。		
「日本語－母語」辞書の言葉の並び順を理解し、活用のない言葉の意味を調べることができる。		
単語のまとまりを意識して、分ち書きの文を音読することができる。		
中学校 含：小学校後半 漢字圏出身児童	第1学年で学習するレベルのおおよその漢字を読む。また、その意味を理解することができる。(象形文字・指示文字)	
	教科名や曜日や標識など日常よく使われる漢字表記の言葉を見て、おおよその意味を理解することができる。	
	漢字交じりの短い文を読む。□ローマ字で表記されたものを読むことができる。	
	送り仮名に注意して漢字を書くことができる。	
	漢字の基本的な構成が理解できる。(部首など)	
黒板を視写することができる。		

## 6. 教科学習のための日本語指導の学習目標(例)

### 【学習目標と指導内容】

	学習目標	活動と関係する日本語の例	日本語の使用例
1 課題把握活動に日本語で参加できる	① 問いかけの言葉が分かる。	だれ・どこ・いつ・なに なぜ・どうして どのように(どう) どのような(どんな) どうしたら・どうすれば	流れる水には <u>どのよう</u> なはたらきがあるか。 日本は <u>どのよう</u> にして条約を改正したのか。 <u>どんな</u> 材料を使っているのかな。 <u>どう</u> やって <u>長さ</u> をはかればいいのか。 坂道で自転車の <u>速さ</u> は <u>どう</u> なるのだろうか。
	② テーマ等を提示する言葉が分かる。	～について～する。 ～に関して～する。 前回～したから、今回は～。 学んだ	今日はものの <u>溶け方</u> について勉強します。 企業の <u>役割</u> に関して考えよう。 市長になって暮らしについて考えてみよう。 前章で～ <u>粒子</u> があることを学んだ。
	③ 経験や知識を想起させる言葉が分かる。	～見たことはあるか。 ～聞いたことはあるか。 ～知っているか。 同じもの・似たものを～。	スーパーで米袋を見たことがありますか。 おばあちゃんに子どもの頃の話聞いたことがありますか。 同じような虫を見たことはありませんか。
	④ 誘い掛けの言葉が分かる。	考えてみよう。 調べてみよう。 確かめてみよう。	どんな <u>戦い</u> をしたのか考えてみよう。 週に2日しか <u>漁</u> をしない理由を調べよう。 電磁石ができたか <u>確か</u> めてみよう。

	学習目標	活動と関係する日本語の例	日本語の使用例
2 情報収集活動に日本語で参加できる	①資料収集するための方法と言葉が分かる。	調べる・集める・借りる・返す・資料・図書館・検索 ホームページ・アドレス	～の小学校のホームページを見てみよう。 食品の表示ラベルを集める。 図書館の本で調べるといい。
	②見学の仕方や見学先で注意することとその言葉が分かる。	見学する メモをとる ～たいこと 感想	スーパーマーケットに見学に行きました。 メモをとって帰ったらまとめよう。 聞いてみたいことは何か。 見学してどのような感想をもったか。
	③体験するときや注意することや感想を述べるための言葉が分かる。	体験する 挑戦する 気を付けることは何か。 ～と感じた。 ～と思った。	昔のご飯たきを体験しました。 お囃子に挑戦することにしました。 作業のじゃまにならないように～。 ゴミを増やしてはいけないと感じた。 昔の人は大変だと思った。
	④聞き取りをする方法やそのために使う言葉がわかる。	アンケートをとる 聞く・質問する 尋ねる・伺う メモをとる	アンケートで調べてみよう。 水管理について電子メールで尋ねてみる。 〇〇さんにお話を伺ってみました。 メモをとっておく。



以下、

- 3 観察活動に日本語で参加できる
- 4 操作活動に日本語で参加できる
- 5 分析的考察に日本語で参加できる
- 6 統合的考察に日本語で参加できる
- 7 情報整理活動に日本語で参加できる

## 7. 「特別の教育課程」編成に関わる教育委員会と学校の役割について

【論点】 ・「特別の教育課程」の導入にあたり、教育委員会や学校の役割

一例

教育委員会	学校
4月	○日本語教室運営計画・指導計画について職員会議にて <b>共通理解を図る</b> ・時間割等指導体制、「特別の教育課程」を編成する児童生徒と指導時数など。
5月 ○「特別の教育課程」実施報告書の集約 ①当該年度の「特別の教育課程」の編成児童生徒数 ②前年度の「特別の教育課程」による指導の実績	○「特別の教育課程」による指導  ※課程外の補充学習 ・教員又は指導補助者(ボランティアの活用を含む。)により、昼休み、放課後、休業日等を活用して実施。
6月	
7月 ○対象児童生徒の把握 5月の教育委員会への報告以降に ①児童生徒の編入、転出入 ②児童生徒の学習状況	○1学期の学習評価及び2学期の指導計画の作成 ・日本語指導担当教員が指導補助者と情報交換のうえ、学習評価を行う。 ・担任と日本語指導担当教員が連携して、指導計画の見直しを行い、次期の指導計画を作成する。
8月	※課程外の学習会 ・教員又は指導補助者(ボランティアの活用を含む。)により、夏季休業中等を活用して実施。
9月	○「特別の教育課程」による指導
10月	○指導計画の作成と見直し ・日本語指導が必要な児童生徒への指導計画については、 ①来日直後は2週間ごとに、来日3か月日以降は3か月ごとにするなどの工夫をすること。 ②日本語の習得状況や学校生活への適応状況に合わせて、3か月に1回程度は、計画を再検討するとよい。
11月	
12月	○2学期の学習評価及び3学期の指導計画の作成
1月	○「特別の教育課程」による指導
2月	
3月 ○次年度「特別の教育課程」実施計画の確認(年度末までに行う)	○年度末の学習評価、1年間の指導体制等の見直し ○日本語指導が必要な児童生徒について、指導計画の作成及び指導体制の <b>検討</b> ・担任と日本語指導担当教員が連携して、「特別の教育課程」による指導計画を作成するとともに、情報交換及び指導計画作成に向けた意見交換を、指導補助者とも十分行う。 ○次年度の「特別の教育課程」による実施について、教育委員会に届出。  (参考:『外国人児童生徒受入れの手引き』)

# 今後のスケジュール(案)

## 平成24年度

4月

「日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議」設置  
(平成24年4月11日初等中等教育局長決定)

4月24日

検討会議(第1回)

6~7月

都道府県・市町村・学校に対する意向等の調査

7月31日

検討会議(第2回)

(本日)

検討会議(第3回)

1~2月

検討会議(第4回)

検討内容(案): 討議のまとめ

平成25年度中公布  
(見込み)

- 学校教育法施行規則改正
- 「特別の教育課程」に係る告示制定
- 制度改正の周知
  - ・都道府県等への通知の発出
  - ・主管部課長会議等における制度改正の周知
  - ・Q&Aの作成・送付

平成26年4月1日施行  
(見込み)

新制度スタート